

# 電力供給条件仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 新潟市水族館で使用する電力の供給
- (2) 需要場所 新潟市中央区西船見町 5932-445
- (3) 業種及び用途 水族館

## 2 仕様

- (1) 電気方式、周波数、電圧、受電方式
  - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
  - イ 周波数 標準周波数 50 ヘルツ
  - ウ 供給電圧 標準電圧 6,000 ボルト
  - エ 受電方式 常時 1 回線受電
- (2) 契約種別、予定契約電力、予定使用電力量
  - ア 予定契約電力 1,000 k w  
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別表のとおり  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する場合がある。
- (3) 供給期間  
令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 31 日 24 時まで (1 年間)
- (4) 供給地点  
新潟市水族館所有の高圧気中開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする
- (6) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ
- (7) 電気料金の算定期間  
電気料金の算定期間は毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする
- (8) 料金制度  
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。
- (9) 力率及び燃料費等調整等  
見積金額の算定に当たっては、力率は 100%とし、燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (10) 電気の安定供給  
電気の安定供給を図ること

### 3. その他

- (1) 原則として、供給期間中は同一単価とする
- (2) 契約期間中における年間の実績使用量が予定使用電力に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (3) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、料金等）を速やかに新潟市水族館へ通知するものとする。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする

#### 別表

○予定使用電力量（単位：k w h）

| 月   | ピーク時間  | 夏季昼間    | その他季昼間  | 夜間      | 計       |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 4月  |        |         | 158,256 | 146,298 | 304,554 |
| 5月  |        |         | 152,231 | 176,708 | 328,939 |
| 6月  |        |         | 191,437 | 155,718 | 347,155 |
| 7月  | 58,214 | 176,556 |         | 190,064 | 424,834 |
| 8月  | 66,436 | 197,850 |         | 204,266 | 468,552 |
| 9月  | 51,291 | 156,588 |         | 200,435 | 408,314 |
| 10月 |        |         | 192,485 | 158,171 | 350,656 |
| 11月 |        |         | 162,756 | 150,801 | 313,557 |
| 12月 |        |         | 166,159 | 157,629 | 323,788 |
| 1月  |        |         | 153,874 | 175,561 | 329,435 |
| 2月  |        |         | 159,971 | 148,083 | 308,054 |
| 3月  |        |         | 163,940 | 152,055 | 315,995 |

※夏季：7月1日から9月30日までの期間

※その他季：夏季以外の期間

※ピーク時間：夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、別に定める日の該当する時間は除く

※昼間時間：毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間及び別に定める日の該当する時間は除く

※夜間時間：ピーク時間および昼間時間以外の時間

※別に定める日とは、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する日（1/2、1/3、1/4、4/30、5/1、5/2、12/29、12/30、12/31）